

指定短期入所生活介護事業 運営規程

社会福祉法人 近代老人福祉協会
介護老人福祉施設ニューバード

指定短期入所生活介護事業運営規程〔ニューバード〕

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人近代老人福祉協会が設置運営する介護老人福祉施設ニューバード（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者（以下、「要介護者」という。）に対し、適切な指定短期入所生活介護（以下、「生活介護」という。）を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 高齢者等が要介護状態になった場合においても、食事、入浴、排泄等の介護、社会生活上の便宜、その他の日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理、相談及び援助を行うことにより、要介護者がその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るようにすることを目指すものとする。又、要介護者の心身の機能の維持並びに要介護者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。
- 2 事業所の職員等は、ユニットごとに日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては、居宅における生活と連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて要介護者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことが出来るよう支援する。
- 3 事業所の職員等は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人福祉施設 ニューバード
- (2) 所 在 地 横浜市港北区新羽町 2530-4

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1人
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人
医師は要介護者の健康管理に当たる。
- (3) 生活相談員 1人以上
生活相談員は、事業所に対する生活介護の利用申し込みに係る調整、短期入所生活介護計画の作成等を行う。
- (4) 看護職員 1以上（常勤換算）
看護職員は、要介護者の健康管理に当たる。
- (5) ケアワーカー 6以上（常勤換算）

介護職員は、施設サービスの介護等の提供に当たる。

- (6) 管理栄養士 1人以上

管理栄養士は、食事の提供に当り、バランスの良い栄養価及び嗜好を考慮した献立の作成及び調理の指導に当たる。

- (7) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、要介護者の機能訓練に当たる。

- 2 前項に定めるもののほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

(利用定員)

第5条 短期入所生活介護事業（介護予防も含む）の利用定員は、2ユニット（各ユニット定員10名）20名とする。

- 2 併設の指定介護老人福祉施設に空きベッドが生じた場合、前項の規定を超えることができる。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 居室の提供
- (2) 食事・入浴・排泄等の日常生活上の介護
- (3) 食事の提供
- (4) 利用時の送迎
- (5) 健康管理
- (6) 機能訓練
- (7) 相談及び援助

(短期入所生活介護の利用料)

第7条 生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該生活介護が法定代理受領サービスであるときは、各要介護者の負担割合に応じた額とする。尚、詳細は別表1に定める額とする。

- 2 滞在に要する費用については、その居住環境の違いに応じ必要となる費用（以下「滞在費」とし、別表2に定める額とする。
- 3 食事及び栄養管理については、その食事形態、摂食、嚥下機能に応じた食形態等、低栄養状態の予防・改善に努めるとともに、嗜好等に配慮した食事を提供するものとし、その費用については、別表3に定める額とする。
- 4 前各号に掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その要介護者に負担させることが適当と認められるものについても支払いを受けることができる。尚、希望の合った場合に提供するものとし、要介護者又は家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得なければならない。その費用については、別表4に定める額とする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第8条 短期入所生活介護サービスを利用する者は、次に掲げることに留意し、相互の親睦と融和に

努めなければならない。

- (1) 全館禁煙とする。
- (2) 他の入居者及び職員等に対し、秩序を乱す言動を行わないこと。
- (3) 外出は家族の付き添い又は職員等が付き添うこととし、一人での外出はしないこと。
- (4) 共用のテレビ等については、要介護者同士の話し合いで使用すること。
- (5) 衣類等には、必ず氏名を記入する。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は港北区、都筑区、神奈川区、鶴見区（JR 横須賀線以西）緑区（北八朔町、青砥町、中山町、上山、白山、竹山、鴨居町、鴨居、東本郷町、東本郷）、青葉区（新石川、あざみ野南、荏田北、荏田西、市ヶ尾町、下谷本町、千草台、荏田町）とする。その他の地域については相談に応じる。

(緊急時における対応方法)

第10条 介護職員等は、生活介護を実施中に、要介護者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医師又は主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し、家族に連絡・報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、要介護者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業者は、要介護者が火災等の災害により緊急避難が必要とする事態が生じたときは、要介護者に対して必要な措置を講じる。

(サービス提供記録の保存)

第12条 生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面等に記載し保存する。保存期間は、その完結の日から5年間とする。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は個人情報の取り扱いに関し個人情報保護法に関する法令、ガイドライン等の規範を遵守する。職員は業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この項については、就業中に限らず退職後にあっても同様である。

(損害賠償)

第14条 要介護者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第15条 事業所はこの事業の実施に当り、要介護者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為相談窓口の設置、その他必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う照会等に応じ、要介護者からの苦情に関し

保険者及び国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(身体拘束等)

第 16 条 事業所の職員等は、要介護者に対するサービスの提供に当たっては、当該要介護者又は他の要介護者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他要介護者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならないものとする。拘束を行う場合は別途定める基準に従うものとする。

(虐待防止)

第 17 条 事業所の職員等は、要介護者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(職員研修について)

第 18 条 サービスの質を維持し、常に向上を図るため、事業所は研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 定期的な職務研修
- (2) 外部講習会への参加
- (3) 採用時研修

(その他)

第 19 条 この規程に定めのない事項については、介護保険法その他関連法令により、施設長が決定する。

付則

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

改定 平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

改定 平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

改定 平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

改定 平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

改定 平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

改定 平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

改定 平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改定 平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

改定 令和元年 5 月 1 日から施行する。

改定 令和元年 10 月 1 日から施行する。
改定 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
改定 令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
改定 令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
改定 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
改定 令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
改定 令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

(別表 1)

運営規程第 7 条第 1 項に規定する料金

一日あたり 単位 円

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 7,659円	要介護度 2 8,399円	要介護度 3 9,215円	要介護度 4 9,987円	要介護度 5 10,738円
2. うち、介護保険から給付される金額	(1割) 6,893円 (2割) 6,127円 (3割) 5,361円	(1割) 7,559円 (2割) 6,719円 (3割) 5,879円	(1割) 8,293円 (2割) 7,372円 (3割) 6,450円	(1割) 8,988円 (2割) 7,989円 (3割) 6,990円	(1割) 9,664円 (2割) 8,590円 (3割) 7,516円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	(1割) 766円 (2割) 1,532円 (3割) 2,298円	(1割) 840円 (2割) 1,680円 (3割) 2,520円	(1割) 922円 (2割) 1,843円 (3割) 2,765円	(1割) 999円 (2割) 1,998円 (3割) 2,997円	(1割) 1,074円 (2割) 2,148円 (3割) 3,222円
4. 食 費	1,720円				
5. 居 住 費	3,300円				
自己負担額合計 (3+4+5)	(1割) 5,786円 (2割) 6,552円 (3割) 7,318円	(1割) 5,860円 (2割) 6,700円 (3割) 7,540円	(1割) 5,942円 (2割) 6,863円 (3割) 7,785円	(1割) 6,019円 (2割) 7,018円 (3割) 8,017円	(1割) 6,094円 (2割) 7,168円 (3割) 8,242円

※ ただし、30 日を超える連続利用をした場合は 1 日あたり 33 円が引かれます。

* また、上記費用の他に次の料金が加算されます。

加算項目	1 日当たりの費用			単位	算定
看護体制加算(Ⅰ)	(1 割)5 円	(2 割)9 円	(3 割)13 円	4	
看護体制加算(Ⅱ)	(1 割)9 円	(2 割)18 円	(3 割)27 円	8	
看護体制加算(Ⅲ)イ	(1 割)13 円	(2 割)26 円	(3 割)39 円	12	○
看護体制加算(Ⅳ)イ	(1 割)25 円	(2 割)50 円	(3 割)75 円	23	○
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	(1 割)20 円	(2 割)39 円	(3 割)59 円	18	○
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	(1 割)22 円	(2 割)44 円	(3 割)66 円	20	
送迎加算	(1 割)201 円	(2 割)401 円	(3 割)601 円	184	
療養食加算	(1 割)9 円	(2 割)18 円	(3 割)27 円	1 食 8 単位	
緊急短期入所受入加算	(1 割)98 円	(2 割)196 円	(3 割)294 円	90	
機能訓練体制加算	(1 割)13 円	(2 割)26 円	(3 割)39 円	12	
個別機能訓練加算	(1 割)61 円	(2 割)122 円	(3 割)183 円	56	
機能向上連携加算	(1 割)218 円	(2 割)436 円	(3 割)653 円	(月)200	
医療連携強化加算	(1 割)64 円	(2 割)127 円	(3 割)190 円	58	
認知症緊急対応加算	(1 割)218 円	(2 割)436 円	(3 割)653 円	200	
若年性認知症受入加算	(1 割)131 円	(2 割)261 円	(3 割)392 円	120	
在宅中重度者受入加算イ	(1 割)458 円	(2 割)916 円	(3 割)1,374 円	421	

在宅中重度者受入加算口	(1 割)454 円	(2 割)908 円	(3 割)1,361 円	417	
在宅中重度者受入加算ハ	(1 割)450 円	(2 割)899 円	(3 割)1,348 円	413	
在宅中重度者受入加算ニ	(1 割)463 円	(2 割)925 円	(3 割)1,388 円	425	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1 割)4 円	(2 割)7 円	(3 割)10 円	3	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1 割)5 円	(2 割)9 円	(3 割)13 円	4	
サービス提供体制加算(Ⅰ)	(1 割)24 円	(2 割)48 円	(3 割)72 円	22	
サービス提供体制加算(Ⅱ)	(1 割)20 円	(2 割)39 円	(3 割)59 円	18	○
サービス提供体制加算(Ⅲ)	(1 割)7 円	(2 割)13 円	(3 割)20 円	6	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1 割)11 円	(2 割)22 円	(3 割)33 円	10	○
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)口	算定した単位の 17.6%に相当する額			算定単位 の 17.6%相 当 単位数	○

(別表 2)

運営規程第 7 条第 2 項に規定する料金

単位 円

項 目	金 額	摘 要
滞在費(1日あたり)	3, 300	ユニット型個室

(別表 3)

運営規程第 7 条第 3 項に規定する料金

単位 円

項 目	金 額	摘 要
食費	440	朝食
	670	昼食
	610	夕食
計(1日あたり)	1, 720	

※負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担限度額とする。

1日あたり 単位 円

対 象 者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担 第 1 段階	880	300
市町村民税	高齢福祉年金受給者			

非課税世帯全員が	合計所得金額と公的年金等収入額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担 第 2 段階	880	600
	合計所得金額と公的年金等収入額の合計が 80 万超 120 万円以下	利用者負担 第 3 段階①	1, 370	1, 000
	合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円超	利用者負担 第 3 段階②	1, 370	1, 300
上記以外の方		利用者負担 第 4 段階	3, 300	1, 720

(別表 4)

運営規程第7条第4項に規定する料金(介護保険対象外サービス)

単位 円

項 目	金 額	摘 要
理美容代	実費	
教養娯楽・レクリエーション費(材料代)	実費	手芸等やおやつ作りを行った場合
おやつとヨーグルト (嗜好飲料含む)	260	1 日(利用者の希望による)
おやつ (嗜好飲料含む)	210	1 日(利用者の希望による)
ヨーグルト (嗜好飲料含む)	105	1 日(利用者の希望による)
コピー代	10	1枚
テレビ使用料	300	1日(居室内設置テレビ使用の場合)
電気機器持込料(電気代)	別表5参照	1か月単位とし、ひと月に複数回利用の場合も1回分とする

(別表 5)

電気機器持込料(電気代)

単位 円

項 目	月 額	項 目	月 額
テレビ・CD ラジオ・パソコン	100	空気清浄機	200
DVD ビデオレコーダー	100	電気毛布	400
多機能端末機器(充電器)	100	電気カーペット	400
加湿器	400	アンカ	200